

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 平成 5 年 6 月

具体的な時期は記憶していないが、会社を退職した後に社会保険事務所（当時）から 1 か月分の国民年金保険料を納付するように求められたが、その月は厚生年金保険に加入していた月だと考え、納付できずに納付しなかった月があった。

しかし、それ以外の期間について、国民年金保険料の納付方法についてははっきりと記憶していないものの、納付可能な期間については全て納付し、まとめて納付したこともある。申立期間が未納とされていることに納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しているとともに、申請免除した期間についても、国民年金保険料を追納するなど、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人に係る特殊台帳によれば、申立期間①の国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認でき、申立人は、納付した時期は分からないとしているものの、納付可能な国民年金保険料は全て納付し、まとめて納付したことがあるとも記憶していることから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、会社を退職した後に社会保険事

務所から1か月分の国民年金保険料を納付するように求められたが、その月は厚生年金保険に加入していた月だと考え、納得できずに納付しなかった月があったと記憶しているところ、オンライン記録によれば、申立期間②は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後であり、申立期間②以外に、申立人の記憶に合致する期間は無いことが確認できることから、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのが自然である。

また、申立人が、申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和38年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年4月27日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年8月から39年9月までは1万2,000円、同年10月から40年9月までは1万6,000円、同年10月から41年9月までは2万円、同年10月から42年9月までは2万6,000円、同年10月から44年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月1日から44年10月1日まで

私は、父が経営していたA社に勤務し、結婚する1か月ほど前に退職した。私は父や母と同時期に厚生年金保険に加入したはずなのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人と生年月日が異なるが同姓同名の者の基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録（被保険者期間：昭和38年8月1日から44年4月27日まで）が確認できるところ、i) 同僚から提出された昭和42年撮影の写真及び複数の同僚の記憶により、申立人が同社に勤務していたことが認められること、ii) 当該複数の同僚は、「当時、申立人と同姓同名の同僚はほかにいなかった。」と述べていることから、当該未統合の被保険者記録は、申立人のものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録及びオンライン記録から、昭和38年8月から39年9月までは1万2,000円、

同年10月から40年9月までは1万6,000円、同年10月から41年9月までは2万円、同年10月から42年9月までは2万6,000円、同年10月から44年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、前述の未統合記録の被保険者期間を除く昭和44年4月27日から同年10月1日までの期間については、申立人は、「ちょうどこの頃、病気で長期間入院した記憶がある。」旨を述べている上、複数の同僚も、「申立人には持病があった。」と述べている。

また、A社は、昭和46年2月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月1日から46年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（7万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月1日から42年1月1日まで
② 昭和45年10月1日から46年2月1日まで
③ 昭和47年10月1日から48年2月1日まで
④ 昭和48年10月1日から49年2月1日まで

私は、申立期間当時は、A社（現在は、B社）に勤務していた。同社では、年度別の昇給が決まっていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下がっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社から提出された台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前述の台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①、③及び④については、前述の台帳に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、A社の元経理担当者は、「製造現場では時間外労働の変動が大きく、状況によっては標準報酬月額が減額することもあったと思う。」と述べている。

さらに、申立人は、A社では年度別の昇給が決まっていたと主張しているが、複数の従業員についても、申立人と同様に昭和41年10月、47年10月及び48年10月の定時決定時に標準報酬月額が減額されている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から同年11月まで

私は、会社を退職した直後の平成12年9月頃にA県B市役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。その後も、納付の都度、同市役所に行き、窓口で国民年金保険料を納付したので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成12年9月頃に、B市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、i) 同年12月21日に作成されたオンライン記録の「勧奨関連対象者一覧」には、申立期間は未加入期間と記録されていること、ii) 13年5月に同市が作成した「国民年金被保険者収滞納一覧表」には、申立人の氏名と共に、申立期間は未納期間と記録されていることから、申立人は、12年12月頃から13年5月までの間に同市で加入手続きを行ったものと考えられる上、申立期間が未納期間であるとする当該記録は、現在のオンライン記録とも一致している。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した際の領収書の受領の有無及び納付金額についての記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 58 年 12 月まで

昭和 57 年 8 月に会社を退職して帰郷した後、父が、私の国民年金の加入手続を行った。父が記載していた当時の家計簿によれば、申立期間には納税貯蓄組合への支払金額が急に多くなっていることが確認できるので、私の国民年金保険料を、納税貯蓄組合を通じて納付していたはずである。

申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人の資格取得日は、いずれも昭和 61 年 4 月 1 日であり、申立期間は未加入期間となっていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父は既に死亡していることから、当時の状況は確認できず、不明である。

さらに、申立人は、「父が記載していた当時の家計簿によれば、申立期間には納税貯蓄組合への支払金額が急に多くなっていることが確認できるので、私の国民年金保険料を、納税貯蓄組合を通じて納付していたはずである。」と述べているところ、当該家計簿に申立期間の国民年金保険料の納付をうかがえる記載は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 10 日から同年 11 月 16 日まで
② 昭和 35 年 10 月 18 日から 36 年 1 月 18 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 13 日から同年 6 月 13 日まで

私は、申立期間①にはA社に、申立期間②にはB社に、申立期間③にはC社にそれぞれ勤務しており、いずれの会社でも健康保険被保険者証を受け取った記憶があるため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の記憶から、申立人は、当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「入社後、1か月から6か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている上、当該同僚のうち一人は、自身が入社したと記憶している時期の数か月後に被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A社は、昭和 37 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間②については、同僚の記憶から、申立人は、当時、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は、「私は、申立人と一緒に勤務したが、入社後、2か月から3か月の試用期間があった。」と述べている上、別の同僚は、自身が入社したと記憶している時期の数か月後に被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、B社では、「既に約 50 年が経過しており、関係書類が見当たらない。」としており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間③については、同僚の一人は、「申立人は、昭和 36 年 5 月又は同年 6 月に入社した。」と述べているところ、C社の元社会保険事務担当者は、「私が社長と一緒に面接して、申立人を採用した。会社の規定で採用の 1 か月後に厚生年金保険に加入させた。」と述べている上、申立期間③に係る健康保険組合の加入記録も見当たらない。

また、C社は、平成 21 年 6 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 21 日から 63 年 1 月 14 日まで

私は、昭和 63 年 1 月 13 日にA社が倒産するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日は 61 年 6 月 21 日となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 1 月 13 日にA社が倒産するまで継続して勤務していたと述べているが、申立人と同日の 60 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、61 年 6 月 21 日に被保険者資格を喪失した同僚は、「私は、申立人と一緒に入社し、工場に研修に行ったが、会社の経営が悪化したことから、昭和 61 年 6 月 20 日に一緒に退職したと思う。」と述べている。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は昭和 61 年 6 月 20 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録と合致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 61 年 6 月 21 日に被保険者資格を喪失した後の同年 6 月 30 日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④及び⑤について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月 1 日から 56 年 1 月 16 日まで
② 昭和 56 年 5 月 16 日から同年 8 月 5 日まで
③ 昭和 57 年 6 月 11 日から同年 7 月 10 日まで
④ 昭和 58 年 5 月 26 日から同年 8 月 25 日まで
⑤ 昭和 58 年 9 月 30 日から同年 12 月 20 日まで

申立期間①及び②について、私は、昭和 55 年 6 月 1 日に A 社 B 営業所に入社し、56 年 8 月 4 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、同年 1 月 16 日から同年 5 月 16 日までの期間しか被保険者記録が無い。

申立期間③について、私は、昭和 57 年 6 月 11 日に C 社に入社し、58 年 3 月 20 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、57 年 7 月 10 日に資格取得したとされている。

申立期間④及び⑤について、私は、昭和 58 年 3 月 24 日に D 社に入社して E 丸に乗り、同年 12 月 19 日まで継続して勤務していたが、同年 5 月 26 日から同年 8 月 25 日までの期間は船員保険被保険者期間となっていないほか、資格喪失日は同年 9 月 30 日とされている。

いずれの取扱いも納得できないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、A 社に勤務していたと申し立てているが、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和 56 年

1月16日に同社において資格取得し、同年5月15日に同社を離職したことが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、当時、A社B営業所に勤務していたとする同僚二人は、いずれも申立人のことを記憶していないことから、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、複数の同僚が、「当時、A社では見習期間を設けており、入社してからしばらくの間、仕事ができると認められるまでは、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と述べている。

加えて、A社は、平成11年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、人事及び総務担当の元取締役にも照会しても、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間③については、申立人は、C社に勤務していたと申し立てているが、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和57年9月21日に資格取得したことが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録がある同僚は、申立人のことを記憶していないことから、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、C社は、昭和59年9月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、元取締役に照会しても、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④及び⑤については、申立人は、D社に入社してE丸に乗っていたと申し立てているが、申立人は、船員手帳を所持していない上、当時の事業主は既に死亡しており、元取締役の連絡先も不明であることから、申立期間④及び⑤に係る申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することはできない。

また、E丸に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録がある複数の同僚は、いずれも申立人のことを記憶していないことから、申立期間④及

び⑤に係る申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することはできない。

さらに、複数の同僚は、「E丸は、昭和 58 年 11 月末に漁を終了した。」と述べているところ、当該船舶において被保険者記録が確認できる者のいずれも、昭和 58 年 11 月 30 日又はそれ以前の時点で、船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立期間④及び⑤に係る船員保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間④及び⑤に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間④及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年頃から 44 年頃まで
② 昭和 45 年頃から 47 年頃まで

私は、申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の記憶から、具体的な時期は不明であるものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 60 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、事業主の子で元専務取締役であるとする者に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、当該元専務取締役は、「申立期間①当時、当社では、一部の従業員について厚生年金保険に加入させない慣行があった。」と述べているところ、当該慣行の対象として当該元専務取締役が例示した3人の同僚には、A社における昭和 50 年代の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのみで、申立期間①の被保険者記録は無く、当該同僚のうち一人は、「厚生年金保険に未加入の状態でもA社に勤務したことがある。」と述べている。

申立期間②については、B社が保管する昭和 45 年度の在籍者名簿により、申立人が、昭和 45 年 9 月から 46 年 3 月まで、同社に勤務していたことが確認できる上、申立人を同社に紹介したとする同僚は、「申立人は、昭和 46 年 8 月頃までB社に勤務していた。」と述べている。

しかしながら、前述の名簿に掲載された者の中には、厚生年金保険の未加入者がみられるところ、当該未加入者のうちの一人は、「入社後3年が経過するまでは臨時雇いの扱いとされ、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている上、B社の健康保険・雇用保険事務の元担当者及び元経理担当者等複数の同僚は、「申立期間②当時、B社では、本人の希望する場合に厚生年金保険に加入させていた。」旨を述べているなど、同社では、全ての従業員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

また、B社の事業主に照会しても、前述の名簿に記載された期間を除く申立期間②に係る申立人の勤務実態は不明である上、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。